

春は退職・就職シーズン 国民健康保険・国民年金の届出は忘れずに

何かと忙しいこの季節。会社を退職される方、就職される方、引越して住所が変わる方など、慌ただしい日々が続きます。

「忙しいから」「面倒だから」といつてそのままにせず、届出が必要な場合（次表）は、14日以内に手続きをしてください。

■保険の手続きが遅れると
◇加入の月までさかのぼって、税を納めることになります。
◇医療費が全額自己負担になったり、かかった医療費を返還してもらう場合もあります。

※職場の健康保険などに加入しても、国民健康保険の資格は自動的に喪失しません。必ず届出をしてください。
■問い合わせ
国保年金課 電話 840651

届出が必要なとき		届出に必要なもの
これから加入する場合	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、年金手帳
	職場の健康保険や厚生年金をやめたとき	資格喪失証明書（連絡票）、年金手帳
	職場の健康保険や厚生年金の被扶養者からはずれたとき	
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
すでに加入している場合	脱退のとき	
	他の市区町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険や厚生年金に入ったとき	国保と職場の保険証、年金手帳
	職場の健康保険や厚生年金の被扶養者になったとき	
	国保や国民年金の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、喪主の認印、喪主名義の通帳、年金手帳
	住所、氏名、世帯や世帯主が変わったとき	保険証
その他	就学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書
	保険証を失くしたとき（汚れたりして使えなくなったとき）	身分を証明するもの（運転免許証、住基カードなど）

スポーツ・文化活動の全国大会に出場する方に 激励金を支給します

スポーツや文化活動の振興のため、全国大会に出場する方などへ激励金を支給します。半田市からオリンピック・パラリンピックに出場する方が誕生するよう応援していきます。

■支給対象者

◇市内に在住、在勤、在学する方

◇市内に活動の拠点がある団体

◇その他、市長が特に認める方など

■手続き・問い合わせ

原則、20日前までに支給の申し出

などが必要になります。詳しくは担当課にお問い合わせください。

◇スポーツ課 電話 221184

◇文化活動に関すること

生涯学習課 電話 237341

■対象となる大会・支給金額

対象となる大会	①国民体育大会及び全国障がい者スポーツ大会
	②国民文化祭及び全国高等学校総合文化祭
	③国、都道府県、公益財団法人日本体育協会など（政治団体、宗教団体、競技流派団体などを除く）が主催する全国規模の大会で、予選会または選考会などを経て出場などするもの
	④その他市長が適当と認める大会など
支給金額	◇個人 5,000円 ◇団体 5,000円×人数（上限30,000円） ※同一対象者に対する支給は、1年度につき1回とします。 ※市の他の補助制度などとの併給はできません。 ※激励金は可能な限り市長室にて市長よりお渡しします。
	 ▲市長表敬訪問の様子